

荒川太郎右衛門地区自然再生協議会について

- ◆ 荒川は埼玉県西部地域の自然環境軸として流域の水と緑のネットワーク形成の中心的な役割を担っており、中でも埼玉県桶川市、上尾市に挟まれた荒川河川敷に残る旧川周辺には良好な湿性環境が残っており、多様な生態系の生息・生育空間が形成されている。
 - ◆ ところが、これまでの河川改修に伴う洪水時の冠水頻度の低下、河床低下に伴う地下水位の低下、並びに耕作地の盛土等により、近年湿地環境の乾燥化が進行中。
 - ◆ このため、平成13年度より湿地環境の保全・再生を図るべく自然再生事業に取り組んでいたところであるが、平成15年1月「自然再生推進法」の成立を受け、平成15年7月には学識者、行政機関、NPO及び地域住民等から構成される「荒川太郎右衛門地区自然再生協議会」を設立し、平成15年度末までに「全体構想」の策定が完了。
 - ◆ しかしながら、その後、荒川本川と連続させた流水路として河川を復元することにより、多様な水域・水際環境を形成するなどの目標の修正により、「全体構想」の改訂を進め、平成18年5月28日に「全体構想の改定」をおこなった。
 - ◆ 現在、引き続き「実施計画」の作成を鋭意推進中である。
- 第1回自然再生協議会（平成15年7月5日）
 - ・ 国土交通省、埼玉県、関係市町村、学識経験者、NPO及び一般公募により選出された地域住民等が参画して協議会を設立。
 - ・ 構成員 約60名
 - 第2回自然再生協議会（平成15年9月6日）
 - ・ 課題の抽出と整理
 - ・ 目標設定（自然再生の方針について）
 - 第3回自然再生協議会（平成15年10月19日）
 - ・ 水確保の事業メニュー設定（整備案の検討）
 - ・ 全体構想目次（案）について討議
 - 第4回自然再生協議会（平成15年11月22日）
 - ・ 自然再生の目標について討議
 - ・ 自然再生事業の概要について討議
 - 第5回自然再生協議会（平成16年2月7日）
 - ・ 自然再生全体構想（案）について討議
 - 自然再生全体構想の作成・公表（平成16年3月31日）
 - 第6回自然再生協議会（平成16年6月12日）
 - ・ 自然再生事業実施計画骨子（案）について討議
 - ・ 設計の考え方に関する基本事項について討議

- 第7回自然再生協議会（平成16年9月5日）
 - ・ 当面の設計の考え方について討議
 - ・ 当面のモニタリングについて討議
- 第8回自然再生協議会（平成16年10月31日）
 - ・ 設計概要について討議
 - ・ モニタリング計画及び専門委員会について討議
- 第9回自然再生協議会（平成17年2月5日）
 - ・ 試験掘削について討議
 - ・ 生態系モニタリング専門委員会からの報告
- 第10回自然再生協議会（平成17年6月11日）
 - ・ 太郎右衛門地区の将来像について討議
 - ・ 試験掘削池の状況報告
- 第11回自然再生協議会（平成17年7月30日）
 - ・ 荒川の治水について説明
 - ・ 自然再生の方向性について討議
- 第12回自然再生協議会（平成17年11月6日）
 - ・ 調節池の役割としくみについて説明
 - ・ 自然再生の方向性について討議
- 第13回自然再生協議会（平成18年1月28日）
 - ・ 自然再生の方向性について、流水＋止水環境案で行うことの合意
- 第14回自然再生協議会（平成18年3月19日）
 - ・ 太郎右衛門地区の全体構想の追補（案）について討議、了承
 - ・ 自然再生事業実施計画の進め方について
- 第15回自然再生協議会（平成18年5月28日）
 - ・ 自然再生全体構想の改訂にていて公表
 - ・ 自然再生事業実施計画の進め方について
- 第16回自然再生協議会（平成18年8月26日）
 - ・ 自然再生事業実施計画の進め方について討議

「荒川太郎右衛門地区自然再生全体構想について」

1. 「荒川太郎右衛門地区自然再生全体構想」は、自然再生推進法に基づき設置された「自然再生協議会」において、準備期間も含めほぼ1年かけてとりまとめられたもの。

- ・ 自然再生協議会設立準備会開催：平成15年2月7日
- ・ 自然再生協議会設立：平成15年7月5日
- ・ 全体構想とりまとめ：平成16年3月31日
- ・ 全体構想の改訂とりまとめ：平成18年5月28日

2. 「全体構想」のポイントは次のとおり

◇ 国土交通省、埼玉県、関係市町村、学識経験者、NPO及び一般公募により選出された地域住民等が幅広く参画し(計67名:H18.5現在)、自然再生の方向性について合意。

◇ 自然再生の目標(改訂後)

- I 湿地環境の保全・再生
- II 過去に確認された生物が住める環境の再生
- III 蛇行河川の復元
- IV 荒川エコロジカル・ネットワーク
- V 治水面からもプラス

◇ 再生の対象区域

太郎右衛門橋下流約4km区間(50.4~54.0km)

◇ 再生に向けた取り組み方針

- ・ 役割分担の明確化 →全ての協議会委員が汗をかく
- ・ 順応的管理の実施 →モニタリングを行いながら段階的な事業の実施

3. 現在、この「全体構想改訂」に基づき、「実施計画」の作成を推進中。

